

## 【表紙】

【提出書類】	有価証券届出書の訂正届出書
【提出先】	関東財務局長
【提出日】	2023年8月7日
【会社名】	ミガロホールディングス株式会社（注）1
【英訳名】	MIGALO HOLDINGS Inc.（注）1
【代表者の役職氏名】	代表取締役社長 中西 聖（注）1
【本店の所在の場所】	東京都新宿区西新宿六丁目5番1号 新宿アイランドタワー41階 （注）1
【電話番号】	該当事項はありません。
【事務連絡者氏名】	プロパティエージェント株式会社 取締役 岩瀬 晃二
【最寄りの連絡場所】	プロパティエージェント株式会社 東京都新宿区西新宿六丁目5番1号 新宿アイランドタワー41階
【電話番号】	03-6302-3627
【事務連絡者氏名】	プロパティエージェント株式会社 取締役 岩瀬 晃二
【届出の対象とした募集有価証券の種類】	普通株式
【届出の対象とした募集金額】	9,535,564,472円（注）2
【縦覧に供する場所】	該当事項はありません。

- （注）1 本届出書提出日現在におきまして、ミガロホールディングス株式会社（以下、「当社」といいます。）は未設立であり、2023年10月2日の設立を予定しております。なお、代表者の役職氏名及び本店の所在の場所につきましては、現時点の予定を記載しております。
- 2 本届出書提出日現在において未確定であるため、プロパティエージェント株式会社の2023年3月31日における株主資本の額（簿価）を記載しております。

## 1【有価証券届出書の訂正届出書の提出理由】

2023年8月1日付で株式会社東京証券取引所に当社株式の新規上場申請を行ったこと及び2023年8月7日付でプロパティエージェント株式会社の四半期報告書が提出されたことに伴い、2023年6月9日付で提出いたしました有価証券届出書及び2023年6月28日付で提出した有価証券届出書の訂正届出書の記載事項の一部に訂正すべき事項が生じたので、当該箇所を訂正するため、有価証券届出書の訂正届出書を提出するものであります。

## 2【訂正事項】

### 第一部 証券情報

#### 第1 募集要項

- 1 新規発行株式
- 2 募集の方法

### 第二部 組織再編成、株式交付又は公開買付けに関する情報

#### 第1 組織再編成、株式交付又は公開買付けの概要

- 1 組織再編成、株式交付又は公開買付けの目的等
  - 1 本株式移転の目的及び理由
- 4 組織再編成、株式交付又は公開買付けに係る割当ての内容及びその算定根拠
  - 1 株式移転比率

### 第三部 企業情報

#### 第2 事業の状況

- 1 経営方針、経営環境及び対処すべき課題等
- 3 経営者による財政状態、経営成績及びキャッシュ・フローの状況の分析
- 4 経営上の重要な契約等

#### 第4 提出会社の状況

- 1 株式等の状況
  - (1) 株式の総数等  
発行済株式
  - (2) 新株予約権等の状況  
ストックオプション制度の内容
  - (3) 発行済株式総数、資本金等の推移

#### 第5 経理の状況

### 第五部 組織再編成対象会社情報又は株式交付子会社情報

#### 第1 継続開示会社たる組織再編成対象会社又は株式交付子会社に関する事項

- (1) 組織再編成対象会社又は株式交付子会社が提出した書類

## 3【訂正箇所】

訂正箇所は\_\_\_\_\_を付して表示しております。

## 第一部【証券情報】

### 第1【募集要項】

#### 1【新規発行株式】

（訂正前）

種類	発行数	内容
普通株式	7,311,000株 (注)1、2、3	完全議決権株式であり、権利内容に何ら限定のない当社における標準となる株式です。なお、単元株式数は100株です。(注)4

- (注)1 プロパティエージェント株式会社の発行済株式総数7,311,000株(2023年3月31日時点)に基づいて記載しており、実際に株式移転設立完全親会社(持株会社)となる当社が交付する新株式数は変動することがあります。
- 2 普通株式は、プロパティエージェント株式会社の2023年5月24日開催の取締役会決議(株式移転計画の承認、株式移転計画の定時株主総会への付議)及び2023年6月27日開催のプロパティエージェント株式会社の定時株主総会の特別決議(株式移転計画の承認)に基づいて行う株式移転(以下「本株式移転」という。)に伴い発行する予定であります。
- 3 プロパティエージェント株式会社は、当社の普通株式について、株式会社東京証券取引所(以下「東京証券取引所」といいます。)に新規上場申請を行う予定であります。
- 4 振替機関の名称及び住所は、下記のとおりであります。  
 名称 株式会社証券保管振替機構  
 住所 東京都中央区日本橋兜町7番1号

（訂正後）

種類	発行数	内容
普通株式	7,313,000株 (注)1、2、3	完全議決権株式であり、権利内容に何ら限定のない当社における標準となる株式です。なお、単元株式数は100株です。(注)4

- (注)1 プロパティエージェント株式会社の発行済株式総数7,313,000株(2023年6月30日時点)に基づいて記載しており、実際に株式移転設立完全親会社(持株会社)となる当社が交付する新株式数は変動することがあります。
- 2 普通株式は、プロパティエージェント株式会社の2023年5月24日開催の取締役会決議(株式移転計画の承認、株式移転計画の定時株主総会への付議)及び2023年6月27日開催のプロパティエージェント株式会社の定時株主総会の特別決議(株式移転計画の承認)に基づいて行う株式移転(以下「本株式移転」という。)に伴い発行する予定であります。
- 3 プロパティエージェント株式会社は、当社の普通株式について、株式会社東京証券取引所(以下「東京証券取引所」といいます。)に新規上場申請を行いました。
- 4 振替機関の名称及び住所は、下記のとおりであります。  
 名称 株式会社証券保管振替機構  
 住所 東京都中央区日本橋兜町7番1号

## 2【募集の方法】

### （訂正前）

株式移転によることとします。（注）1、2

- （注）1 普通株式は、本株式移転により当社がプロパティエージェント株式会社の発行済株式の全部を取得する時点の直前時（以下「基準時」という。）におけるプロパティエージェント株式会社の最終の株主名簿に記載又は記録された株主に対し、その保有するプロパティエージェント株式会社の普通株式1株に対して当社の普通株式1株を割当交付いたします。また、各株主に対する発行価格は発行価額の総額を発行数で除した額、そのうち資本に組み入れられる額は資本組入額の総額を発行数で除した額となります。発行価額の総額は、本届出書提出日において未確定であります。プロパティエージェント株式会社の2023年3月31日における株主資本の額（簿価）は、9,535,564,472円であり、発行価額の総額のうち70,000,000円が資本金に組み入れられます。
- 2 当社は、東京証券取引所への上場申請手続（東京証券取引所有価証券上場規程第201条第2項）を行い、いわゆるテクニカル上場（同規程第208条）により2023年10月2日より東京証券取引所プライム市場に上場する予定であります。テクニカル上場とは、上場会社が非上場会社と合併することによって解散する場合や、株式交換、株式移転により非上場会社の完全子会社となる場合に、その非上場会社が発行する株券等（効力発生日等から6か月以内に上場申請するものに限る（東京証券取引所有価証券上場規程施行規則第216条第1項））について、同規程に定める流動性基準への適合状況を中心に確認し、速やかな上場を認める制度であります。

### （訂正後）

株式移転によることとします。（注）1、2

- （注）1 普通株式は、本株式移転により当社がプロパティエージェント株式会社の発行済株式の全部を取得する時点の直前時（以下「基準時」という。）におけるプロパティエージェント株式会社の最終の株主名簿に記載又は記録された株主に対し、その保有するプロパティエージェント株式会社の普通株式1株に対して当社の普通株式1株を割当交付いたします。また、各株主に対する発行価格は発行価額の総額を発行数で除した額、そのうち資本に組み入れられる額は資本組入額の総額を発行数で除した額となります。発行価額の総額は、本届出書提出日において未確定であります。プロパティエージェント株式会社の2023年3月31日における株主資本の額（簿価）は、9,535,564,472円であり、発行価額の総額のうち70,000,000円が資本金に組み入れられます。
- 2 当社は、東京証券取引所への上場申請手続（東京証券取引所有価証券上場規程第201条第2項）を行いました。これに伴い、いわゆるテクニカル上場（同規程第208条）により2023年10月2日より東京証券取引所プライム市場に上場する予定であります。テクニカル上場とは、上場会社が非上場会社と合併することによって解散する場合や、株式交換、株式移転により非上場会社の完全子会社となる場合に、その非上場会社が発行する株券等（効力発生日等から6か月以内に上場申請するものに限る（東京証券取引所有価証券上場規程施行規則第216条第1項））について、同規程に定める流動性基準への適合状況を中心に確認し、速やかな上場を認める制度であります。

## 第二部【組織再編成、株式交付又は公開買付けに関する情報】

### 第1【組織再編成、株式交付又は公開買付けの概要】

#### 1【組織再編成、株式交付又は公開買付けの目的等】

##### 1. 本株式移転の目的及び理由

(訂正前)

当社グループは、『「DX」と「不動産」で価値を創造する企業グループ』をコンセプトに、DX不動産事業とDX推進事業を主要事業として展開しております。また、中期ビジョンの一つとして『進化・変革とサステナビリティの両立』を掲げ、新規事業の開発、既存事業の推進に邁進しております。

ここ数年は、このコンセプト、ビジョンのもとDX（デジタルトランスフォーメーション）領域に注力しており、以下のような様々な展開をしてまいりました。

- ・2020年8月：個人認証プラットフォーム事業（顔認証等）や関連システム受託開発事業を手掛ける「DXYZ（ディクシーズ）株式会社」を新設
- ・2021年7月：DX支援を主要事業とする「アヴァント株式会社」を子会社化
- ・2021年9月：DX不動産事業を展開する「プロパティエージェント株式会社」がDX認定取得事業者に認定
- ・2021年11月：クラウドインテグレーション事業を手掛ける「バーナズ株式会社」を新設
- ・2022年9月：システム受託開発を主要事業とする「株式会社シービーラボ」を子会社化
- ・2023年1月：クラウドインテグレーション事業を展開する「株式会社CloudTechPlus」を子会社化
- ・2023年4月：クラウドインテグレーション事業を展開する「株式会社リゾルバ」を子会社化

この事業展開により、当社グループは、DXにより徹底的に効率化された不動産事業とDXをビジネスとして展開するデジタル関連事業という特徴の異なる事業体を構えるグループ構成となっております。両事業は、その経営環境がそれぞれに異なるものであり、今後はこれら事業をスピード感をもって成長させることが企業価値向上につながるものと考えております。

また、当社グループは長期ビジョンとして、『イノベーションを起こし続けるビジョナリーカンパニー』を掲げており、企業価値向上のため、新規事業、新規領域への投資を積極的に行っていく方針であることには変わりありません。

このような経営環境、事業構成、当社グループビジョン等を総合的に勘案し、また、持続的な成長を実現するため、グループ経営戦略機能の強化やグループ間シナジーの創出、各社の自律的経営と経営者人材の育成などに取組める、より一層経営効率化を目指したグループ体制にリビルトする必要があると考え、持株会社体制へ移行する結論に至りました。

なお、当社グループは「DX」と「不動産」で価値を創造する企業グループをコンセプトとしており、プロパティエージェント株式会社は主にDX不動産事業を展開していることから、新設する持株会社はプロパティエージェント株式会社の商号を承継せず、新たに商号を設け「ミガロホールディングス株式会社」とすることといたしました。加えて、本株式移転に伴い、プロパティエージェント株式会社は持株会社の完全子会社となるため、プロパティエージェント株式は上場廃止となりますが、株主の皆様はプロパティエージェント株式の対価として交付される持株会社の株式につきましては、株式会社東京証券取引所（以下、「東京証券取引所」といいます。）プライム市場への上場申請を行うことを予定しております。上場日は、東京証券取引所の審査によりますが、持株会社の設立登記日（本株式移転の効力発生日）である2023年10月2日を予定しております。

（訂正後）

当社グループは、『「DX」と「不動産」で価値を創造する企業グループ』をコンセプトに、DX不動産事業とDX推進事業を主要事業として展開しております。また、中期ビジョンの一つとして『進化・変革とサステナビリティの両立』を掲げ、新規事業の開発、既存事業の推進に邁進しております。

ここ数年は、このコンセプト、ビジョンのもとDX（デジタルトランスフォーメーション）領域に注力しており、以下のような様々な展開をしてまいりました。

- ・2020年8月：個人認証プラットフォーム事業（顔認証等）や関連システム受託開発事業を手掛ける「DXYZ（ディクシーズ）株式会社」を新設
- ・2021年7月：DX支援を主要事業とする「アヴァント株式会社」を子会社化
- ・2021年9月：DX不動産事業を展開する「プロパティエージェント株式会社」がDX認定取得事業者に認定
- ・2021年11月：クラウドインテグレーション事業を手掛ける「パーナーズ株式会社」を新設
- ・2022年9月：システム受託開発を主要事業とする「株式会社シービーラボ」を子会社化
- ・2023年1月：クラウドインテグレーション事業を展開する「株式会社CloudTechPlus」を子会社化
- ・2023年4月：クラウドインテグレーション事業を展開する「株式会社リゾルバ」を子会社化

この事業展開により、当社グループは、DXにより徹底的に効率化された不動産事業とDXをビジネスとして展開するデジタル関連事業という特徴の異なる事業体を構えるグループ構成となっております。両事業は、その経営環境がそれぞれに異なるものであり、今後はこれら事業をスピード感をもって成長させることが企業価値向上につながるものと考えております。

また、当社グループは長期ビジョンとして、『イノベーションを起こし続けるビジョナリーカンパニー』を掲げており、企業価値向上のため、新規事業、新規領域への投資を積極的に行っていく方針であることには変わりありません。

このような経営環境、事業構成、当社グループビジョン等を総合的に勘案し、また、持続的な成長を実現するため、グループ経営戦略機能の強化やグループ間シナジーの創出、各社の自律的経営と経営者人材の育成などに取組める、より一層経営効率化を目指したグループ体制にリビルトする必要があると考え、持株会社体制へ移行する結論に至りました。

なお、当社グループは「DX」と「不動産」で価値を創造する企業グループをコンセプトとしており、プロパティエージェント株式会社は主にDX不動産事業を展開していることから、新設する持株会社はプロパティエージェント株式会社の商号を承継せず、新たに商号を設け「ミガロホールディングス株式会社」とすることといたしました。加えて、本株式移転に伴い、プロパティエージェント株式会社は持株会社の完全子会社となるため、プロパティエージェント株式は上場廃止となりますが、株主の皆様はプロパティエージェント株式の対価として交付される持株会社の株式につきましても、株式会社東京証券取引所（以下、「東京証券取引所」といいます。）プライム市場への上場申請を行い、上場日は、東京証券取引所の審査によりますが、持株会社の設立登記日（本株式移転の効力発生日）である2023年10月2日を予定しております。

## 4【組織再編成、株式交付又は公開買付けに係る割当ての内容及びその算定根拠】

## 1．株式移転比率

(訂正前)

会社名	ミガロホールディングス株式会社 (完全親会社・当社)	プロパティエージェント株式会社 (完全子会社)
株式移転比率	1	1

(注) 1 本株式移転に伴い、プロパティエージェント株式会社の普通株式1株に対して当社の普通株式1株を割当交付いたします。なお、当社の単元株式数は、100株といたします。

- 2 当社が本株式移転により発行する新株式数(予定)：普通株式 7,311,000株  
上記新株式数は、2023年3月31日時点におけるプロパティエージェント株式会社の発行済株式総数に基づいて記載しております。本株式移転の効力発生に先立ち、プロパティエージェント株式会社の発行済株式総数が変化した場合、当社が交付する上記新株式数は変動いたします。なお、本株式移転の効力発生時点において、プロパティエージェント株式会社が保有する自己株式に対しては、株式移転比率に応じて当社の普通株式が割当交付されることとなります。これに伴い、プロパティエージェント株式会社は一時的に当社の普通株式を保有することとなりますが、その処分方法については、効力発生後、法令等に基づき速やかに処理する予定であります。

(訂正後)

会社名	ミガロホールディングス株式会社 (完全親会社・当社)	プロパティエージェント株式会社 (完全子会社)
株式移転比率	1	1

(注) 1 本株式移転に伴い、プロパティエージェント株式会社の普通株式1株に対して当社の普通株式1株を割当交付いたします。なお、当社の単元株式数は、100株といたします。

- 2 当社が本株式移転により発行する新株式数(予定)：普通株式 7,313,000株  
上記新株式数は、2023年6月30日時点におけるプロパティエージェント株式会社の発行済株式総数に基づいて記載しております。本株式移転の効力発生に先立ち、プロパティエージェント株式会社の発行済株式総数が変化した場合、当社が交付する上記新株式数は変動いたします。なお、本株式移転の効力発生時点において、プロパティエージェント株式会社が保有する自己株式に対しては、株式移転比率に応じて当社の普通株式が割当交付されることとなります。これに伴い、プロパティエージェント株式会社は一時的に当社の普通株式を保有することとなりますが、その処分方法については、効力発生後、法令等に基づき速やかに処理する予定であります。

## 第三部【企業情報】

### 第2【事業の状況】

#### 1【経営方針、経営環境及び対処すべき課題等】

（訂正前）

当社は新設会社であるため、該当事項はありません。

なお、当社の完全子会社となるプロパティエージェント株式会社の経営方針、経営環境及び対処すべき課題等については、同社の有価証券報告書（2023年6月28日提出）をご参照ください。

（訂正後）

当社は新設会社であるため、該当事項はありません。

なお、当社の完全子会社となるプロパティエージェント株式会社の経営方針、経営環境及び対処すべき課題等については、同社の有価証券報告書（2023年6月28日提出）及び四半期報告書（2023年8月7日提出）をご参照ください。

#### 3【経営者による財政状態、経営成績及びキャッシュ・フローの状況の分析】

（訂正前）

当社は新設会社であるため、該当事項はありません。

なお、当社の完全子会社となるプロパティエージェント株式会社の財務状態、経営成績及びキャッシュ・フローの状況の分析については、同社の有価証券報告書（2023年6月28日提出）を参照ください。

（訂正後）

当社は新設会社であるため、該当事項はありません。

なお、当社の完全子会社となるプロパティエージェント株式会社の財務状態、経営成績及びキャッシュ・フローの状況の分析については、同社の有価証券報告書（2023年6月28日提出）及び四半期報告書（2023年8月7日提出）を参照ください。

#### 4【経営上の重要な契約等】

（訂正前）

当社は新設会社であるため、該当事項はありません。

なお、当社の完全子会社となるプロパティエージェント株式会社の経営上の重要な契約等については、同社の有価証券報告書（2023年6月28日提出）をご参照ください。

また、本株式移転に係る株式移転計画、株式移転の目的、条件等につきましては、「第二部 組織再編成、株式交付又は公開買付けに関する情報 第1 組織再編成、株式交付又は公開買付けの概要 3 組織再編成、株式交付又は公開買付けに係る契約等」をご参照ください。

（訂正後）

当社は新設会社であるため、該当事項はありません。

なお、当社の完全子会社となるプロパティエージェント株式会社の経営上の重要な契約等については、同社の有価証券報告書（2023年6月28日提出）及び四半期報告書（2023年8月7日提出）をご参照ください。

また、本株式移転に係る株式移転計画、株式移転の目的、条件等につきましては、「第二部 組織再編成、株式交付又は公開買付けに関する情報 第1 組織再編成、株式交付又は公開買付けの概要 3 組織再編成、株式交付又は公開買付けに係る契約等」をご参照ください。



## 第4【提出会社の状況】

## 1【株式等の状況】

## (1)【株式の総数等】

## 【発行済株式】

(訂正前)

種類	発行数(株)	上場金融商品取引所名又は登録 認可金融商品取引業協会名	内容
普通株式	7,311,000	東京証券取引所 (プライム)	完全議決権株式であり、権利内容 に何ら限定のない当社における標 準となる株式であります。なお、 単元株式数は100株であります。
計	7,311,000		

- (注) 1 上記発行数は、2023年3月31日時点におけるプロパティエージェント株式会社の発行済株式総数に基づいて記載しております。本株式移転の効力発生に先立ち、プロパティエージェント株式会社の発行済株式総数が変化した場合には、当社が交付する上記発行数は変動いたします。
- 2 プロパティエージェント株式会社は、当社の普通株式について東京証券取引所プライム市場に新規上場申請を行う予定であります。

(訂正後)

種類	発行数(株)	上場金融商品取引所名又は登録 認可金融商品取引業協会名	内容
普通株式	7,313,000	東京証券取引所 (プライム)	完全議決権株式であり、権利内容 に何ら限定のない当社における標 準となる株式であります。なお、 単元株式数は100株であります。
計	7,313,000		

- (注) 1 上記発行数は、2023年6月30日時点におけるプロパティエージェント株式会社の発行済株式総数に基づいて記載しております。本株式移転の効力発生に先立ち、プロパティエージェント株式会社の発行済株式総数が変化した場合には、当社が交付する上記発行数は変動いたします。
- 2 プロパティエージェント株式会社は、当社の普通株式について東京証券取引所プライム市場に新規上場申請を行いました。

## (2)【新株予約権等の状況】

## 【ストックオプション制度の内容】

(訂正前)

プロパティエージェント株式会社が発行した新株予約権は、本株式移転効力発生日をもって消滅し、同日当該新株予約権の新株予約権者に対してこれに代わる当社の新株予約権を交付いたします。当社が交付する新株予約権の内容は以下のとおりであります。

## a. ミガロホールディングス株式会社第1回新株予約権

区分	株式移転効力発生日現在(2023年10月2日)
決議年月日	2014年11月14日(注)1
付与対象者の区分及び人数(名)	プロパティエージェント株式会社 取締役3 プロパティエージェント株式会社 従業員47
新株予約権の数(個)	4,125(注)2
新株予約権のうち自己新株予約権の数	
新株予約権の目的となる株式の種類	普通株式(注)3
新株予約権の目的となる株式の数	株式移転計画書別紙2_ _2 「ミガロホールディングス株式会社第1回新株予約権の内容」の「(1)新株予約権の目的たる株式の種類及び数」をご参照ください。
新株予約権の行使時の払込金額	株式移転計画書別紙2_ _2 「ミガロホールディングス株式会社第1回新株予約権の内容」の「(2)新株予約権の行使に際して出資される財産の価額」をご参照ください。
新株予約権の行使時の行使期間	株式移転計画書別紙2_ _2 「ミガロホールディングス株式会社第1回新株予約権の内容」の「(3)新株予約権を行使することができる期間」をご参照ください。
新株予約権の行使により株式を発行する場合の株式の発行価格及び資本組入額	株式移転計画書別紙2_ _2 「ミガロホールディングス株式会社第1回新株予約権の内容」の「(5)新株予約権の行使により株式を発行する場合における増加する資本金及び資本準備金に関する事項」をご参照ください。
新株予約権の行使の条件	株式移転計画書別紙2_ _2 「ミガロホールディングス株式会社第1回新株予約権の内容」の「(4)新株予約権の行使の条件」をご参照ください。
新株予約権の譲渡に関する事項	株式移転計画書別紙2_ _2 「ミガロホールディングス株式会社第1回新株予約権の内容」の「(6)譲渡による新株予約権の取得の制限」をご参照ください。
組織再編行為に伴う新株予約権の交付に関する事項	株式移転計画書別紙2_ _2 「ミガロホールディングス株式会社第1回新株予約権の内容」の「(8)組織再編行為時の新株予約権の取扱い」をご参照ください。

(注)1 プロパティエージェント株式会社第1回新株予約権の決議年月日です。

2 本届出書提出書提出日(2023年6月9日)現在のプロパティエージェント株式会社第1回新株予約権の個数です。プロパティエージェント株式会社が発行している新株予約権について当社は、プロパティエージェント株式会社第1回新株予約権の新株予約権者に対し、その有する新株予約権に代えて、同等の新株予約権を交付し、割り当てる予定です。なお、当該個数は、本株式移転の効力発生日までにプロパティエージェント株式会社第1回新株予約権の行使等により変動する可能性があります。

3 完全議決権株式であり、権利内容に何らの限定のない、当社における標準となる株式です。

## b. ミガロホールディングス株式会社第2回新株予約権

区分	株式移転効力発生日現在(2023年10月2日)
決議年月日	2017年12月1日(注)1
付与対象者の区分及び人数(名)	プロパティエージェント株式会社 従業員77
新株予約権の数(個)	13,700(注)2
新株予約権のうち自己新株予約権の数	
新株予約権の目的となる株式の種類	普通株式(注)3
新株予約権の目的となる株式の数	株式移転計画書別紙2_ _2 「ミガロホールディングス株式会社第2回新株予約権の内容」の「(1)新株予約権の目的たる株式の種類及び数」をご参照ください。
新株予約権の行使時の払込金額	株式移転計画書別紙2_ _2 「ミガロホールディングス株式会社第2回新株予約権の内容」の「(2)新株予約権の行使に際して出資される財産の価額」をご参照ください。
新株予約権の行使時の行使期間	株式移転計画書別紙2_ _2 「ミガロホールディングス株式会社第2回新株予約権の内容」の「(3)新株予約権を行使することができる期間」をご参照ください。
新株予約権の行使により株式を発行する場合の株式の発行価格及び資本組入額	株式移転計画書別紙2_ _2 「ミガロホールディングス株式会社第2回新株予約権の内容」の「(5)新株予約権の行使により株式を発行する場合における増加する資本金及び資本準備金に関する事項」をご参照ください。
新株予約権の行使の条件	株式移転計画書別紙2_ _2 「ミガロホールディングス株式会社第2回新株予約権の内容」の「(4)新株予約権の行使の条件」をご参照ください。
新株予約権の譲渡に関する事項	株式移転計画書別紙2_ _2 「ミガロホールディングス株式会社第2回新株予約権の内容」の「(6)譲渡による新株予約権の取得の制限」をご参照ください。
組織再編行為に伴う新株予約権の交付に関する事項	株式移転計画書別紙2_ _2 「ミガロホールディングス株式会社第2回新株予約権の内容」の「(8)組織再編行為時の新株予約権の取扱い」をご参照ください。

(注)1 プロパティエージェント株式会社第2回新株予約権の決議年月日です。

2 本届出書提出書提出日(2023年6月9日)現在のプロパティエージェント株式会社第2回新株予約権の個数です。プロパティエージェント株式会社が発行している新株予約権について当社は、プロパティエージェント株式会社第2回新株予約権の新株予約権者に対し、その有する新株予約権に代えて、同等の新株予約権を交付し、割り当てる予定です。なお、当該個数は、本株式移転の効力発生日までにプロパティエージェント株式会社第2回新株予約権の行使等により変動する可能性があります。

3 完全議決権株式であり、権利内容に何らの限定のない、当社における標準となる株式です。

## c. ミガロホールディングス株式会社第3回新株予約権

区分	株式移転効力発生日現在(2023年10月2日)
決議年月日	2021年11月8日(注)1
付与対象者の区分及び人数(名)	プロパティエージェント株式会社 従業員4
新株予約権の数(個)	10,300(注)2
新株予約権のうち自己新株予約権の数	
新株予約権の目的となる株式の種類	普通株式(注)3
新株予約権の目的となる株式の数	株式移転計画書別紙2_2 「ミガロホールディングス株式会社第3回新株予約権の内容」の「(1)新株予約権の目的たる株式の種類及び数」をご参照ください。
新株予約権の行使時の払込金額	株式移転計画書別紙2_2 「ミガロホールディングス株式会社第3回新株予約権の内容」の「(2)新株予約権の行使に際して出資される財産の価額」をご参照ください。
新株予約権の行使時の行使期間	株式移転計画書別紙2_2 「ミガロホールディングス株式会社第3回新株予約権の内容」の「(3)新株予約権を行使することができる期間」をご参照ください。
新株予約権の行使により株式を発行する場合の株式の発行価格及び資本組入額	株式移転計画書別紙2_2 「ミガロホールディングス株式会社第3回新株予約権の内容」の「(5)新株予約権の行使により株式を発行する場合における増加する資本金及び資本準備金に関する事項」をご参照ください。
新株予約権の行使の条件	株式移転計画書別紙2_2 「ミガロホールディングス株式会社第3回新株予約権の内容」の「(4)新株予約権の行使の条件」をご参照ください。
新株予約権の譲渡に関する事項	株式移転計画書別紙2_2 「ミガロホールディングス株式会社第3回新株予約権の内容」の「(6)譲渡による新株予約権の取得の制限」をご参照ください。
組織再編行為に伴う新株予約権の交付に関する事項	株式移転計画書別紙2_2 「ミガロホールディングス株式会社第3回新株予約権の内容」の「(8)組織再編行為時の新株予約権の取扱い」をご参照ください。

(注)1 プロパティエージェント株式会社第4回新株予約権の決議年月日です。

2 本届出書提出書提出日(2023年6月9日)現在のプロパティエージェント株式会社第4回新株予約権の個数です。プロパティエージェント株式会社が発行している新株予約権について当社は、プロパティエージェント株式会社第4回新株予約権の新株予約権者に対し、その有する新株予約権に代えて、同等の新株予約権を交付し、割り当てる予定です。なお、当該個数は、本株式移転の効力発生日までにプロパティエージェント株式会社第4回新株予約権の行使等により変動する可能性があります。

3 完全議決権株式であり、権利内容に何らの限定のない、当社における標準となる株式です。

## d. ミガロホールディングス株式会社第4回新株予約権

区分	株式移転効力発生日現在(2023年10月2日)
決議年月日	2022年6月29日(注)1
付与対象者の区分及び人数(名)	プロパティエージェント株式会社 取締役2
新株予約権の数(個)	18,000(注)2
新株予約権のうち自己新株予約権の数	
新株予約権の目的となる株式の種類	普通株式(注)3
新株予約権の目的となる株式の数	株式移転計画書別紙2_2 「ミガロホールディングス株式会社第4回新株予約権の内容」の「(1)新株予約権の目的たる株式の種類及び数」をご参照ください。
新株予約権の行使時の払込金額	株式移転計画書別紙2_2 「ミガロホールディングス株式会社第4回新株予約権の内容」の「(2)新株予約権の行使に際して出資される財産の価額」をご参照ください。
新株予約権の行使時の行使期間	株式移転計画書別紙2_2 「ミガロホールディングス株式会社第4回新株予約権の内容」の「(3)新株予約権を行使することができる期間」をご参照ください。
新株予約権の行使により株式を発行する場合の株式の発行価格及び資本組入額	株式移転計画書別紙2_2 「ミガロホールディングス株式会社第4回新株予約権の内容」の「(5)新株予約権の行使により株式を発行する場合における増加する資本金及び資本準備金に関する事項」をご参照ください。
新株予約権の行使の条件	株式移転計画書別紙2_2 「ミガロホールディングス株式会社第4回新株予約権の内容」の「(4)新株予約権の行使の条件」をご参照ください。
新株予約権の譲渡に関する事項	株式移転計画書別紙2_2 「ミガロホールディングス株式会社第4回新株予約権の内容」の「(6)譲渡による新株予約権の取得の制限」をご参照ください。
組織再編行為に伴う新株予約権の交付に関する事項	株式移転計画書別紙2_2 「ミガロホールディングス株式会社第4回新株予約権の内容」の「(8)組織再編行為時の新株予約権の取扱い」をご参照ください。

(注)1 プロパティエージェント株式会社第5回新株予約権の決議年月日です。

- 2 本届出書提出書提出日(2023年6月9日)現在のプロパティエージェント株式会社第5回新株予約権の個数です。プロパティエージェント株式会社が発行している新株予約権について当社は、プロパティエージェント株式会社第5回新株予約権の新株予約権者に対し、その有する新株予約権に代えて、同等の新株予約権を交付し、割り当てる予定です。なお、当該個数は、本株式移転の効力発生日までにプロパティエージェント株式会社第5回新株予約権の行使等により変動する可能性があります。
- 3 完全議決権株式であり、権利内容に何らの限定のない、当社における標準となる株式です。

## e. ミガロホールディングス株式会社第5回新株予約権

区分	株式移転効力発生日現在(2023年10月2日)
決議年月日	2022年6月29日(注)1
付与対象者の区分及び人数(名)	プロパティエージェント株式会社 代表取締役1
新株予約権の数(個)	84,000(注)2
新株予約権のうち自己新株予約権の数	
新株予約権の目的となる株式の種類	普通株式(注)3
新株予約権の目的となる株式の数	株式移転計画書別紙2_2 「ミガロホールディングス株式会社第5回新株予約権の内容」の「(1)新株予約権の目的たる株式の種類及び数」をご参照ください。
新株予約権の行使時の払込金額	株式移転計画書別紙2_2 「ミガロホールディングス株式会社第5回新株予約権の内容」の「(2)新株予約権の行使に際して出資される財産の価額」をご参照ください。
新株予約権の行使時の行使期間	株式移転計画書別紙2_2 「ミガロホールディングス株式会社第5回新株予約権の内容」の「(3)新株予約権を行使することができる期間」をご参照ください。
新株予約権の行使により株式を発行する場合の株式の発行価格及び資本組入額	株式移転計画書別紙2_2 「ミガロホールディングス株式会社第5回新株予約権の内容」の「(5)新株予約権の行使により株式を発行する場合における増加する資本金及び資本準備金に関する事項」をご参照ください。
新株予約権の行使の条件	株式移転計画書別紙2_2 「ミガロホールディングス株式会社第5回新株予約権の内容」の「(4)新株予約権の行使の条件」をご参照ください。
新株予約権の譲渡に関する事項	株式移転計画書別紙2_2 「ミガロホールディングス株式会社第5回新株予約権の内容」の「(6)譲渡による新株予約権の取得の制限」をご参照ください。
組織再編行為に伴う新株予約権の交付に関する事項	株式移転計画書別紙2_2 「ミガロホールディングス株式会社第5回新株予約権の内容」の「(8)組織再編行為時の新株予約権の取扱い」をご参照ください。

(注)1 プロパティエージェント株式会社第6回新株予約権の決議年月日です。

2 本届出書提出書提出日(2023年6月9日)現在のプロパティエージェント株式会社第6回新株予約権の個数です。プロパティエージェント株式会社が発行している新株予約権について当社は、プロパティエージェント株式会社第6回新株予約権の新株予約権者に対し、その有する新株予約権に代えて、同等の新株予約権を交付し、割り当てる予定です。なお、当該個数は、本株式移転の効力発生日までにプロパティエージェント株式会社第6回新株予約権の行使等により変動する可能性があります。

3 完全議決権株式であり、権利内容に何らの限定のない、当社における標準となる株式です。

(訂正後)

プロパティエージェント株式会社が発行した新株予約権は、本株式移転効力発生日をもって消滅し、同日当該新株予約権の新株予約権者に対してこれに代わる当社の新株予約権を交付いたします。当社が交付する新株予約権の内容は以下のとおりであります。

## a. ミガロホールディングス株式会社第1回新株予約権

区分	株式移転効力発生日現在(2023年10月2日)
決議年月日	2014年11月14日(注)1
付与対象者の区分及び人数(名)	プロパティエージェント株式会社 取締役3 プロパティエージェント株式会社 従業員47
新株予約権の数(個)	4,125(注)2
新株予約権のうち自己新株予約権の数	
新株予約権の目的となる株式の種類	普通株式(注)3
新株予約権の目的となる株式の数	株式移転計画書別紙2_ _2 「ミガロホールディングス株式会社第1回新株予約権の内容」の「(1)新株予約権の目的たる株式の種類及び数」をご参照ください。
新株予約権の行使時の払込金額	株式移転計画書別紙2_ _2 「ミガロホールディングス株式会社第1回新株予約権の内容」の「(2)新株予約権の行使に際して出資される財産の価額」をご参照ください。
新株予約権の行使時の行使期間	株式移転計画書別紙2_ _2 「ミガロホールディングス株式会社第1回新株予約権の内容」の「(3)新株予約権を行使することができる期間」をご参照ください。
新株予約権の行使により株式を発行する場合の株式の発行価格及び資本組入額	株式移転計画書別紙2_ _2 「ミガロホールディングス株式会社第1回新株予約権の内容」の「(5)新株予約権の行使により株式を発行する場合における増加する資本金及び資本準備金に関する事項」をご参照ください。
新株予約権の行使の条件	株式移転計画書別紙2_ _2 「ミガロホールディングス株式会社第1回新株予約権の内容」の「(4)新株予約権の行使の条件」をご参照ください。
新株予約権の譲渡に関する事項	株式移転計画書別紙2_ _2 「ミガロホールディングス株式会社第1回新株予約権の内容」の「(6)譲渡による新株予約権の取得の制限」をご参照ください。
組織再編行為に伴う新株予約権の交付に関する事項	株式移転計画書別紙2_ _2 「ミガロホールディングス株式会社第1回新株予約権の内容」の「(8)組織再編行為時の新株予約権の取扱い」をご参照ください。

(注)1 プロパティエージェント株式会社第1回新株予約権の決議年月日です。

2 本届出書提出日(2023年8月7日)現在のプロパティエージェント株式会社第1回新株予約権の個数です。プロパティエージェント株式会社が発行している新株予約権について当社は、プロパティエージェント株式会社第1回新株予約権の新株予約権者に対し、その有する新株予約権に代えて、同等の新株予約権を交付し、割り当てる予定です。なお、当該個数は、本株式移転の効力発生日までにプロパティエージェント株式会社第1回新株予約権の行使等により変動する可能性があります。

3 完全議決権株式であり、権利内容に何らの限定のない、当社における標準となる株式です。

## b. ミガロホールディングス株式会社第2回新株予約権

区分	株式移転効力発生日現在(2023年10月2日)
決議年月日	2017年12月1日(注)1
付与対象者の区分及び人数(名)	プロパティエージェント株式会社 従業員77
新株予約権の数(個)	12,700(注)2
新株予約権のうち自己新株予約権の数	
新株予約権の目的となる株式の種類	普通株式(注)3
新株予約権の目的となる株式の数	株式移転計画書別紙2_ _2 「ミガロホールディングス株式会社第2回新株予約権の内容」の「(1)新株予約権の目的たる株式の種類及び数」をご参照ください。
新株予約権の行使時の払込金額	株式移転計画書別紙2_ _2 「ミガロホールディングス株式会社第2回新株予約権の内容」の「(2)新株予約権の行使に際して出資される財産の価額」をご参照ください。
新株予約権の行使時の行使期間	株式移転計画書別紙2_ _2 「ミガロホールディングス株式会社第2回新株予約権の内容」の「(3)新株予約権を行使することができる期間」をご参照ください。
新株予約権の行使により株式を発行する場合の株式の発行価格及び資本組入額	株式移転計画書別紙2_ _2 「ミガロホールディングス株式会社第2回新株予約権の内容」の「(5)新株予約権の行使により株式を発行する場合における増加する資本金及び資本準備金に関する事項」をご参照ください。
新株予約権の行使の条件	株式移転計画書別紙2_ _2 「ミガロホールディングス株式会社第2回新株予約権の内容」の「(4)新株予約権の行使の条件」をご参照ください。
新株予約権の譲渡に関する事項	株式移転計画書別紙2_ _2 「ミガロホールディングス株式会社第2回新株予約権の内容」の「(6)譲渡による新株予約権の取得の制限」をご参照ください。
組織再編行為に伴う新株予約権の交付に関する事項	株式移転計画書別紙2_ _2 「ミガロホールディングス株式会社第2回新株予約権の内容」の「(8)組織再編行為時の新株予約権の取扱い」をご参照ください。

(注)1 プロパティエージェント株式会社第2回新株予約権の決議年月日です。

2 本届出書提出日(2023年8月7日)現在のプロパティエージェント株式会社第2回新株予約権の個数です。プロパティエージェント株式会社が発行している新株予約権について当社は、プロパティエージェント株式会社第2回新株予約権の新株予約権者に対し、その有する新株予約権に代えて、同等の新株予約権を交付し、割り当てる予定です。なお、当該個数は、本株式移転の効力発生日までにプロパティエージェント株式会社第2回新株予約権の行使等により変動する可能性があります。

3 完全議決権株式であり、権利内容に何らの限定のない、当社における標準となる株式です。



## c. ミガロホールディングス株式会社第3回新株予約権

区分	株式移転効力発生日現在(2023年10月2日)
決議年月日	2021年11月8日(注)1
付与対象者の区分及び人数(名)	プロパティエージェント株式会社 従業員4
新株予約権の数(個)	10,300(注)2
新株予約権のうち自己新株予約権の数	
新株予約権の目的となる株式の種類	普通株式(注)3
新株予約権の目的となる株式の数	株式移転計画書別紙2_ _2 「ミガロホールディングス株式会社第3回新株予約権の内容」の「(1)新株予約権の目的たる株式の種類及び数」をご参照ください。
新株予約権の行使時の払込金額	株式移転計画書別紙2_ _2 「ミガロホールディングス株式会社第3回新株予約権の内容」の「(2)新株予約権の行使に際して出資される財産の価額」をご参照ください。
新株予約権の行使時の行使期間	株式移転計画書別紙2_ _2 「ミガロホールディングス株式会社第3回新株予約権の内容」の「(3)新株予約権を行使することができる期間」をご参照ください。
新株予約権の行使により株式を発行する場合の株式の発行価格及び資本組入額	株式移転計画書別紙2_ _2 「ミガロホールディングス株式会社第3回新株予約権の内容」の「(5)新株予約権の行使により株式を発行する場合における増加する資本金及び資本準備金に関する事項」をご参照ください。
新株予約権の行使の条件	株式移転計画書別紙2_ _2 「ミガロホールディングス株式会社第3回新株予約権の内容」の「(4)新株予約権の行使の条件」をご参照ください。
新株予約権の譲渡に関する事項	株式移転計画書別紙2_ _2 「ミガロホールディングス株式会社第3回新株予約権の内容」の「(6)譲渡による新株予約権の取得の制限」をご参照ください。
組織再編行為に伴う新株予約権の交付に関する事項	株式移転計画書別紙2_ _2 「ミガロホールディングス株式会社第3回新株予約権の内容」の「(8)組織再編行為時の新株予約権の取扱い」をご参照ください。

(注)1 プロパティエージェント株式会社第4回新株予約権の決議年月日です。

2 本届出書提出日(2023年8月7日)現在のプロパティエージェント株式会社第4回新株予約権の個数です。プロパティエージェント株式会社が発行している新株予約権について当社は、プロパティエージェント株式会社第4回新株予約権の新株予約権者に対し、その有する新株予約権に代えて、同等の新株予約権を交付し、割り当てる予定です。なお、当該個数は、本株式移転の効力発生日までにプロパティエージェント株式会社第4回新株予約権の行使等により変動する可能性があります。

3 完全議決権株式であり、権利内容に何らの限定のない、当社における標準となる株式です。

## d. ミガロホールディングス株式会社第4回新株予約権

区分	株式移転効力発生日現在(2023年10月2日)
決議年月日	2022年6月29日(注)1
付与対象者の区分及び人数(名)	プロパティエージェント株式会社 取締役2
新株予約権の数(個)	18,000(注)2
新株予約権のうち自己新株予約権の数	
新株予約権の目的となる株式の種類	普通株式(注)3
新株予約権の目的となる株式の数	株式移転計画書別紙2_2 「ミガロホールディングス株式会社第4回新株予約権の内容」の「(1)新株予約権の目的たる株式の種類及び数」をご参照ください。
新株予約権の行使時の払込金額	株式移転計画書別紙2_2 「ミガロホールディングス株式会社第4回新株予約権の内容」の「(2)新株予約権の行使に際して出資される財産の価額」をご参照ください。
新株予約権の行使時の行使期間	株式移転計画書別紙2_2 「ミガロホールディングス株式会社第4回新株予約権の内容」の「(3)新株予約権を行使することができる期間」をご参照ください。
新株予約権の行使により株式を発行する場合の株式の発行価格及び資本組入額	株式移転計画書別紙2_2 「ミガロホールディングス株式会社第4回新株予約権の内容」の「(5)新株予約権の行使により株式を発行する場合における増加する資本金及び資本準備金に関する事項」をご参照ください。
新株予約権の行使の条件	株式移転計画書別紙2_2 「ミガロホールディングス株式会社第4回新株予約権の内容」の「(4)新株予約権の行使の条件」をご参照ください。
新株予約権の譲渡に関する事項	株式移転計画書別紙2_2 「ミガロホールディングス株式会社第4回新株予約権の内容」の「(6)譲渡による新株予約権の取得の制限」をご参照ください。
組織再編行為に伴う新株予約権の交付に関する事項	株式移転計画書別紙2_2 「ミガロホールディングス株式会社第4回新株予約権の内容」の「(8)組織再編行為時の新株予約権の取扱い」をご参照ください。

(注)1 プロパティエージェント株式会社第5回新株予約権の決議年月日です。

- 2 本届出書提出日(2023年8月7日)現在のプロパティエージェント株式会社第5回新株予約権の個数です。プロパティエージェント株式会社が発行している新株予約権について当社は、プロパティエージェント株式会社第5回新株予約権の新株予約権者に対し、その有する新株予約権に代えて、同等の新株予約権を交付し、割り当てる予定です。なお、当該個数は、本株式移転の効力発生日までにプロパティエージェント株式会社第5回新株予約権の行使等により変動する可能性があります。
- 3 完全議決権株式であり、権利内容に何らの限定のない、当社における標準となる株式です。

## e. ミガロホールディングス株式会社第5回新株予約権

区分	株式移転効力発生日現在(2023年10月2日)
決議年月日	2022年6月29日(注)1
付与対象者の区分及び人数(名)	プロパティエージェント株式会社 代表取締役1
新株予約権の数(個)	84,000(注)2
新株予約権のうち自己新株予約権の数	
新株予約権の目的となる株式の種類	普通株式(注)3
新株予約権の目的となる株式の数	株式移転計画書別紙2_ _2 「ミガロホールディングス株式会社第5回新株予約権の内容」の「(1)新株予約権の目的たる株式の種類及び数」をご参照ください。
新株予約権の行使時の払込金額	株式移転計画書別紙2_ _2 「ミガロホールディングス株式会社第5回新株予約権の内容」の「(2)新株予約権の行使に際して出資される財産の価額」をご参照ください。
新株予約権の行使時の行使期間	株式移転計画書別紙2_ _2 「ミガロホールディングス株式会社第5回新株予約権の内容」の「(3)新株予約権を行使することができる期間」をご参照ください。
新株予約権の行使により株式を発行する場合の株式の発行価格及び資本組入額	株式移転計画書別紙2_ _2 「ミガロホールディングス株式会社第5回新株予約権の内容」の「(5)新株予約権の行使により株式を発行する場合における増加する資本金及び資本準備金に関する事項」をご参照ください。
新株予約権の行使の条件	株式移転計画書別紙2_ _2 「ミガロホールディングス株式会社第5回新株予約権の内容」の「(4)新株予約権の行使の条件」をご参照ください。
新株予約権の譲渡に関する事項	株式移転計画書別紙2_ _2 「ミガロホールディングス株式会社第5回新株予約権の内容」の「(6)譲渡による新株予約権の取得の制限」をご参照ください。
組織再編行為に伴う新株予約権の交付に関する事項	株式移転計画書別紙2_ _2 「ミガロホールディングス株式会社第5回新株予約権の内容」の「(8)組織再編行為時の新株予約権の取扱い」をご参照ください。

(注)1 プロパティエージェント株式会社第6回新株予約権の決議年月日です。

2 本届出書提出日(2023年8月7日)現在のプロパティエージェント株式会社第6回新株予約権の個数です。プロパティエージェント株式会社が発行している新株予約権について当社は、プロパティエージェント株式会社第6回新株予約権の新株予約権者に対し、その有する新株予約権に代えて、同等の新株予約権を交付し、割り当てる予定です。なお、当該個数は、本株式移転の効力発生日までにプロパティエージェント株式会社第6回新株予約権の行使等により変動する可能性があります。

3 完全議決権株式であり、権利内容に何らの限定のない、当社における標準となる株式です。

## (3) 【発行済株式総数、資本金等の推移】

(訂正前)

2023年10月2日時点の当社の発行済株式総数、資本金等は以下のとおりとなる予定であります。

年月日	発行済株式総数 増減数(株)	発行済株式総 数残高(株)	資本金増減額 (百万円)	資本金残高 (百万円)	資本準備金増減 額(百万円)	資本準備金残 高(百万円)
2023年10月2日	7,311,000	7,311,000	70	70	70	70

(注) 上記は、本株式移転(移転比率1:1)により交付するものであり、プロパティエージェント株式会社の発行済株式総数7,311,000株(2023年3月31日現在)に基づいて記載しております。なお、実際に株式移転設立完全親会社(持株会社)となる当社が交付する上記株式数は変動することがあります。

(訂正後)

2023年10月2日時点の当社の発行済株式総数、資本金等は以下のとおりとなる予定であります。

年月日	発行済株式総数 増減数(株)	発行済株式総 数残高(株)	資本金増減額 (百万円)	資本金残高 (百万円)	資本準備金増減 額(百万円)	資本準備金残 高(百万円)
2023年10月2日	7,313,000	7,313,000	70	70	70	70

(注) 上記は、本株式移転(移転比率1:1)により交付するものであり、プロパティエージェント株式会社の発行済株式総数7,313,000株(2023年6月30日現在)に基づいて記載しております。なお、実際に株式移転設立完全親会社(持株会社)となる当社が交付する上記株式数は変動することがあります。

## 第5【経理の状況】

(訂正前)

当社は新設会社であるため、該当事項はありません。

当社の完全子会社となるプロパティエージェント株式会社の経理の状況については、同社の有価証券報告書(2023年6月28日提出)をご参照ください。

(訂正後)

当社は新設会社であるため、該当事項はありません。

当社の完全子会社となるプロパティエージェント株式会社の経理の状況については、同社の有価証券報告書(2023年6月28日提出)及び四半期報告書(2023年8月7日提出)をご参照ください。

**第五部【組織再編成対象会社情報又は株式交付子会社情報】****第1【継続開示会社たる組織再編成対象会社又は株式交付子会社に関する事項】****(1)【組織再編成対象会社又は株式交付子会社が提出した書類】**

(訂正前)

**【有価証券報告書及びその添付書類】**

事業年度 第20期（自 2022年4月1日 至 2023年3月31日）

2023年6月28日関東財務局長に提出。

**【四半期報告書又は半期報告書】**該当事項はありません。**【臨時報告書】**

の有価証券報告書の提出後、本届出書提出日（2023年6月28日）までに、以下の臨時報告書を提出しております。

金融商品取引法第24条の5第4項及び企業内容等の開示に関する内閣府令第19条第2項第9号の2の規定に基づく臨時報告書

2023年6月28日に関東財務局長に提出。

(訂正後)

**【有価証券報告書及びその添付書類】**

事業年度 第20期（自 2022年4月1日 至 2023年3月31日）

2023年6月28日に関東財務局長に提出。

**【四半期報告書又は半期報告書】**事業年度 第21期第1四半期（自 2023年4月1日 至 2023年6月30日）2023年8月7日に関東財務局長に提出。**【臨時報告書】**

の有価証券報告書の提出後、本届出書提出日（2023年8月7日）までに、以下の臨時報告書を提出しております。

金融商品取引法第24条の5第4項及び企業内容等の開示に関する内閣府令第19条第2項第9号の2の規定に基づく臨時報告書

2023年6月28日に関東財務局長に提出。